

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第135号

京都市消費生活総合センター



←動画
 エシカル消費
 って何？

～ 目 次 ～

- 「エシカル消費のタネ」消費者標語 大募集！ (1面)
- 消費者月間イベント報告／注意喚起 (2・3面)
- 法律相談など各種相談会について (4面)

れいわ おんど
令和6年度

エシカル消費のタネ
 消費者標語 大募集！

みんなのアイ
 デアのタネを、
 ぼくたちがそ
 だてるよ！

エシカル消費って知ってる？人や社会、環境、地域に配慮した消費のことを言うよ。私たちは誰もが、物を買ひ、使い、捨てている消費者。日々の消費の仕方に気をつけることは、未来の子ども達へのプレゼント！みんながエシカル消費をやってみたくなるような、素敵な標語を募集するよ！

＜テーマ＞

作品は1テーマにつき1人1点まで（※2テーマ応募も可）

① **地産地消**

地域でとれた農水産物を消費することは、運送のコストが抑えられ、環境に良いと言われていよ。また、消費者にとっても、新鮮な食品を購入できるメリットがあるよ。



② **エシカル消費を広めよう**

応募フォーム

SDGsと比べて、まだまだ広く知られていないエシカル消費。「エシカル消費」をたくさんの人に知ってもらうためにはどうしたらいいだろう。みんなのアイデアを標語にしてね。

★ **標語とコメント**（標語に込めた気持ち、そのテーマについて普段考えていること）を書いてね！

★ **京都市内に住んでいるか、通学（通勤）している小学生・中学生・一般の方が応募できます！**

このページの応募フォームから応募してね！（郵送の場合は、チラシ兼応募用紙を市役所案内所、消費生活総合センター、各区役所・支所等で配布するので、4ページに記載の消費生活総合センターの住所まで郵送又はFAXしてね！※配布は7月から）入賞者には、表彰状・図書カードの副賞もあるよ！

消費者月間イベント報告

スマートフォンやパソコンは、私たちの生活を便利に、豊かにしてくれます。

一方、SNSを介した犯罪やインターネットトラブルも発生しており、デジタルサービスを利用するリスクや様々な情報を正しく読み解く情報リテラシーが必要とされています。

便利なデジタルサービスを安心・安全に正しく利用するため、「デジタル時代に求められる消費者力」をテーマに、京都経済センターにて、講演と対談を開催しました。

日時：令和6年5月26日（日） 午後1時30分～午後3時40分

会場：京都経済センター ※オンライン同時配信

【講演】「ネットリテラシーをあげよう」最新のネットトラブルの傾向と対策

講師 原田 由里氏（一般社団法人 ECネットワーク理事）

【パネルディスカッション】「デジタル時代に求められる消費者力」

ファシリテーター：加藤進一郎弁護士

パネリスト：原田 由里氏 カライスコス アントニウス氏（龍谷大学教授） 消費者代表2名

主催：京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

～内容の一部をご紹介します～

○最近、メッセージアプリに誘導し、個人情報を入力させる手法が増えている。私たちがメッセージアプリで連絡したり送金したりする相手は、「既知の相手」であることが基本。「後はメッセージアプリでやりとりしよう」←絶対サギ！相手には匿名性を高くしたい理由があります。



○副業トラブル急増中

「副業」マニュアルを売りつける手口や、闇バイトの募集が増えています。「うまい話はない」レベルではなく、気がついたら犯罪者になってしまうこともあります。

有名人を騙る投資話は疑いましょう。そもそも有名人と簡単につながるっておかしくない？

国民生活センターからも、以下のように注意喚起を行っています！

SNSをきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルが急増－いったん振込してしまうと、被害回復が困難です！－

SNSをきっかけとして、著名人を名乗ったり、つながりを示したりして投資を勧誘されたという消費者トラブルが急増しています。「〇〇（著名人）が主催する投資の勉強会」「〇〇（著名人）が投資のノウハウを教える」「〇〇（著名人）と知り合いで儲かる」などと勧誘し、投資名目で振込をしたものの、「追加費用を支払わないと出金できないと言われた」「相手と連絡が取れなくなった」などといった被害が発生しています。

こういった相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、2022年度と比べて約9.6倍と急増しています（図）。また、平均契約購入金額も高額化しています。SNS上の広告をきっかけに投資グループに誘われることが多く、いったん振込してしまうと被害回復が難しいといった特徴があります。

図. PIO-NET (注1) における「SNS をきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブル (注2)」の相談件数及び平均契約購入金額の推移



年度別相談件数

2021 年度	52 件
2022 年度	170 件
2023 年度	1,629 件
2024 年度	84 件 (4 月中)

年度別平均契約購入金額

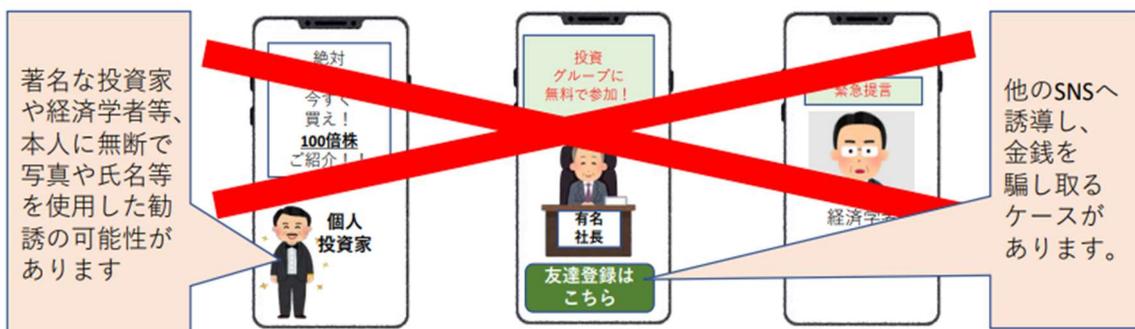
2021 年度	436 万円
2022 年度	234 万円
2023 年度	687 万円

(注1) PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報 (消費生活相談情報) の収集を行っているシステムのことを言います。

(注2) 本資料では、SNS を契機とした金融商品・サービスのうち、著名人を名乗ったり、騙ったりする相談や、著名人とのつながりを示唆する相談を対象に集計しています。また、著名人に限らず、有名評論家や学者、投資家、アナリストなどに加え、これらのアシスタント、弟子、親族などといった関係者を名乗る相談も含まれます。

SNS をきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと
勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルが急増
— いったん振込してしまうと、被害回復が困難です! —

【要注意】投資詐欺、偽広告の可能性がります!!



✓ SNS 上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう!

→ SNS 上には消費者を信用させるために著名人の画像を無断で掲載しているものがあります。安易に信じるとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

✓ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない!

→ 通常の株やFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

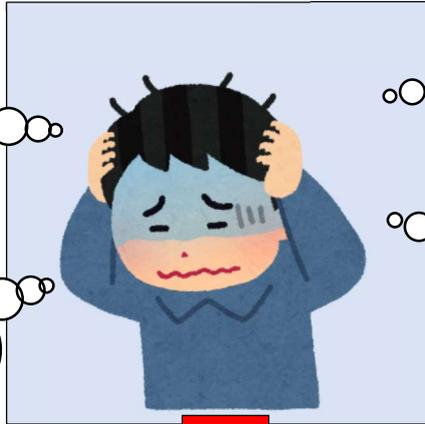
✓ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう!

法律相談など各種相談会について

こんなお悩み、ありませんか??

離婚について
相談したい...

相続の手続、
遺言書の残し方
が分からない...



隣家と境界線に
ついて揉めて
いる...

不動産の名義を
変えたい...
会社・法人をつくり
たい...

消費生活総合センターでは、専門的な資格を持つ弁護士などに無料で相談できる相談会を開催しています。詳しくは、以下の二次元コードを読み取りホームページを御覧いただくか、電話でお問い合わせください。

電話でもお気軽にお問い合わせください

TEL: 075-366-2250

京都市民
法律相談



令和6年度
司法書士
による
無料相談会



令和6年度
行政書士
による
無料相談会



令和6年度
民事調停委員
による
無料相談会



その他不定期で開催される相談会は
京都市情報館「相談・消費生活」の
「報道発表資料・お知らせ」を御覧ください



【編集後記】国や自治体がどれだけ規制を強化しても、残念ながら悪質業者はなくなりません。最も大切なのは、一人一人が、悪質業者にだまされないように意識することと「だまされた!」と思ったらすぐに相談することです。だまされないのが一番ですが「もしも」のときのために相談先を知っておくことも大切です。ぜひ、お時間があるときに調べておいてください。

京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)
075-366-1316 (多重債務相談専用)
075-366-2250 (各種相談会の問合せ)

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> X(旧ツイッター)アカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月~金(祝・休日を除く)
午前9時~午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



*土日祝休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、
消費者ホットライン 188(局番なし) 午前10時~午後4時(電話相談のみ)
※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
令和6年6月発行 京都市印刷物 第064267号